

7 輸国第 831 号  
令和 7 年 6 月 5 日

農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から輸出される農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙の取扱要綱に基づき取り扱われているところです。

今般、トルコ向けに輸出される飼料用の水産動物及びそれらの加工品について、衛生証明書の発行手続を定めることに伴い、手続規程の別表 1 及び別紙リスト並びに別紙 TR-S1 「トルコ向け輸出水産食品の取扱要綱」について、別添のとおり名称を変更するほか所要の改正を行いますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

(別添)

1 別表1、別紙リストについて、以下のように改正。

変更箇所	変更内容
別表1 トルコ 輸出証明書の発行（法第15条第1項）	・以下の修正 （旧）水産食品（別紙TR-S1）（農） （新）水産食品、 <u>飼料用水産物</u> （別紙TR-S1）（農）
別紙リスト	・以下の修正 （旧）トルコ向け輸出水産食品の取扱要綱 （新）トルコ向け輸出水産食品 <u>及び飼料用水産物</u> の取扱要綱

2 別紙TR-S1について、以下のように改正。

- (1) 名称を「トルコ向け輸出水産食品及び飼料用水産物の取扱要綱」に修正
- (2) 飼料用水産物の衛生証明書発行手続に関する規程を追加
- (3) その他所要の改正